

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年6月1日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「西田1丁目11番8の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にある電柱、及び、ゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

西田1丁目11番8の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にあるゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

指定道路図対象番号旧鹿北083-028は鹿児島市の管轄であり、その道路上に電柱及びゴミステーションが設置している以上、何らかの行政文書が存在する。保存期間が5年とあるが、鹿児島市所有以外の設置物がある以上、権利関係も含め重要視する内容であると思われる。

2 反論書における主張要旨

本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。

(1) 保存期間を5年と主張されているが、根拠がない。

(2) 鹿児島市西田1丁目18番14（処分庁は、指定道路図対象番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）と示している。）（以下「対象道路」という。）は、公共用物である。

(3) 対象道路は、公共用物であり、鹿児島市所有以外の設置物がある以上は、その根拠が必要かと思われる。例えば、公共用物使用許可、道路占用許可等が考えられる。

(4) 電柱設置に関しては、鹿児島市河川港湾課より取得済み。

以上を持ちまして、本件審査請求につき認容すべきものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) ごみステーション設置がわかるものは、以下の文書である。

ア ごみステーション設置に関する届出書

イ 飛散防止ネット申請書

ウ ごみステーション設置補助

アは、全てのごみステーションについて、新たに設置した際に、ごみステーションを管理する町内会等の団体から提示されるものであり、イ及びウは飛散防止ネットの提供や補助を希望する団体から提出されるものである。

それぞれの文書の保存年限は5年である。

- (2) 本件「西田1丁目11番8の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にあるゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）」については、保存期間内の平成30年度以降の文書が存在しない。また、担当者において確認できる平成29年度以降、新たな届出や申請が出されたこともないことから、保存期間満了により廃棄済みであるか、又は、平成30年度以降に実施機関において作成・取得したものではないと判断される。

なお、清掃事務所では電柱設置に関する文書は保有していない。

- (3) 以上より、本件処分は適法かつ妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、西田一丁目11番8に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にあるごみステーションの設置に関する文書のことである。

(2) 審査請求人が主張するごみステーションについて

審査請求人が主張する「西田1丁目11番8に隣接している指定道路図対象番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にあるゴミステーション」とは、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物（用悪水路）である「西田川1号水路（以下「本件水路」という。）」上をコンクリート製の蓋で覆い、歩行者及び車両の通路として利用している箇所に設置されている、ごみステーションである。

(3) ごみステーションの設置等に際し提出する文書について

ごみステーション（鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第10号）第2条第3号に規定する「ごみステーション」をいう。以下同じ。）は、鹿児島市ごみステーション設置要綱（平成20年7月1日制定）第5条の規定により、新設し、移設し、又は廃止しようとするときは、鹿児島市と事前に協議をし、当該ごみステーションに係る土地等の所有者、利用者その他関係者の同意を得た上で、ごみステーションを利用する地域団体の代表者、共同住宅の所有者等（以下「団体等」という。）が、ごみステーション設置に関する届出書（以下「届出書」という。）を提出することとされている。

また、ボックス型及び折り畳み式ごみステーションの整備を実施する団体等は、鹿児

島市ごみステーション整備費補助金交付要綱（平成17年4月1日制定）の規定により、事前協議書（様式第1）及びごみステーション整備費補助金交付申請書（様式第2）を、ごみ飛散防止ネットの譲受を希望する団体等は鹿児島市ごみ飛散防止ネット譲渡事務取扱要領（平成27年7月1日制定）の規定により、ごみ飛散防止ネット譲渡申請書（様式第1）を市長に提出することとなっている。

(4) 本件対象公文書の存否について

実施機関によると、(3)に記載した届出書及び各種申請書には、設置届出者、設置場所等を記載することとなっており、これらを、当該ごみステーションの設置者や設置の経緯が分かる文書として特定したとのことである。

ごみステーションの設置については、設置当初に届出書の提出を受けた後、当該設置場所を地図上に記録し、地域ごとに当該地図をもって設置場所を把握するとともに、別途作成している一覧表によって各ごみステーションの情報を管理しており、設置後は、ごみの収集行程を決定するために設置場所等を確認することで足りることから、届出書自体は保存期間を5年としているという実施機関の説明に、特段不合理な点はみられない。

また、鹿児島市公文書管理条例施行規則（令和4年規則第10号）別表第1に定める公文書の保存期間基準によると、補助金の申請及び交付に係る公文書の保存期間は5年とされている。当該基準に基づきごみステーション整備補助に関する文書の保存期間を定め、ごみ飛散防止ネット譲渡申請書についても補助金の取扱に準じて保存期間を5年として運用しており、その運用についても特段不合理な点はみられない。

さらに、届出書等の有無について確認するため、令和5年10月17日に市清掃事務所執務室において、保存期間内の届出書等を綴っている簿冊について実地調査を行ったが、本件対象公文書は、確認されなかった。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも、審査会の判断に影響を与えるものではない。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(6) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

| 年月日 | 調査審議の経過 |
|------------------------|------------------|
| 令和5年7月28日 | 鹿児島市長からの諮問を受けた。 |
| 令和5年9月26日 (第4回審査会) | 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年10月17日 | 市清掃事務所に実地調査を行った。 |
| 令和5年10月27日 (第5回審査会) | 答申案の審議を行った。 |